

(公印省略)  
建企第174-43号  
令和3年3月5日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年3月4日（木）に開催しました、第39回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（3月9日（火）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回(3月2日(火)以降)要請からの変更点－

(1)ガイドラインの警戒度「3」へ移行

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽町

※伊勢崎市、大泉町については警戒度「4」を継続

※警戒度「3」は計33市町村

(2)外出に関する要請の期間の延長

外出自粛要請については、令和3年3月22日まで

※引き続き警戒度4の2市町に対し、生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛を要請

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月9日（火）以降）を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小  渕
技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426